

山形市福祉医療給付金支給条例施行規則（昭和49年4月1日規則第15号）

最終改正:令和5年3月31日規則第8号

改正内容:令和5年3月31日規則第8号 [令和5年4月1日]

○山形市福祉医療給付金支給条例施行規則

昭和49年4月1日規則第15号

改正

昭和50年3月31日規則第15号  
 昭和50年11月19日規則第36号  
 昭和53年3月24日規則第6号  
 昭和53年7月13日規則第32号  
 昭和56年3月28日規則第15号  
 昭和58年3月31日規則第24号  
 昭和59年8月10日規則第30号  
 昭和61年3月27日規則第13号  
 昭和62年4月24日規則第24号  
 平成元年3月30日規則第4号  
 平成元年9月29日規則第47号  
 平成3年3月29日規則第17号  
 平成4年6月24日規則第29号  
 平成5年3月26日規則第12号  
 平成7年3月31日規則第21号  
 平成8年4月1日規則第18号  
 平成8年7月1日規則第32号  
 平成9年4月1日規則第8号  
 平成10年8月7日規則第35号  
 平成11年4月1日規則第11号  
 平成13年3月23日規則第3号  
 平成14年8月13日規則第41号  
 平成16年6月17日規則第33号  
 平成17年12月16日規則第94号  
 平成18年3月31日規則第12号  
 平成18年6月30日規則第49号  
 平成18年9月29日規則第55号  
 平成19年4月1日規則第35号  
 平成19年6月29日規則第42号  
 平成20年3月31日規則第14号  
 平成21年3月31日規則第11号  
 平成22年6月30日規則第26号  
 平成24年6月30日規則第27号  
 平成31年1月8日規則第1号  
 令和元年8月13日規則第5号  
 令和3年8月11日規則第74号  
 令和5年3月31日規則第8号

山形市福祉医療給付金支給条例施行規則

（趣旨）

第1条 この規則は、山形市福祉医療給付金支給条例（昭和49年市条例第2号。以下「条例」という。）第8条の規定に基づき、条例の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（社会保険各法）

第2条 条例第2条第1号に規定する規則で定める法律は、船員保険法（昭和14年法律第73号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）及び地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）とする。

（対象者の範囲）

第3条 条例第3条第2項第1号に規定する規則で定める障がい者有する者は、次に掲げる者とする。

- (1) 知能指数が35以下の知的障がい(児)者
- (2) 身体障害者手帳3級を所持し、かつ、知能指数が50以下の心身障がい(児)者
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）の規定による精神障害者保健福祉手帳1級の所持者
- (4) 国民年金法（昭和34年法律第141号）による障害基礎年金の1級受給権者
- (5) 精神障がいにより別表に掲げる厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）等年金各法による1級年金受給者並びに恩給法（大正12年法律第48号）による特別項症及び第1項症受給者
- (6) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）第2条第1項に規定する障害児で、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号）別表第3の1級の項に規定する程度の障害の状態にあるもの及び同令別表第1に規定する程度の障害の状態にある20歳以上の者

2 条例第3条第2項第3号アに規定する規則で定める者は、次に掲げる者とする。

- (1) 就労している者
- (2) 求職活動又は就労に向けた活動を行っていると認められる者

- (3) 公共職業能力開発施設、専修学校等に在籍していることその他の職業能力の開発及び向上を図るための活動を行っていると思われる者
- (4) 疾病又は負傷により就労することが困難であると認められる者
- (5) その親族が疾病若しくは負傷の状態にあること又は次のいずれかの者に該当することにより、その介護を行う必要があり就労することが困難であると認められる者
- ア 身体障害者手帳1級又は2級の所持者
- イ 知能指数が35以下の知的障害(児)者
- ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定による精神障害者保健福祉手帳1級の所持者
- エ 介護保険法(平成9年法律第123号)の規定により要介護の認定を受けた者
- 3 条例第3条第4項第1号アに規定する規則で定める額は、23万5千円とする。
- 4 条例第3条第4項第1号アに規定する規則で定める者は、次に掲げる者とする。
- (1) 所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する扶養親族(以下この条において「扶養親族」という。)がいる者のうち、当該年度の初日の属する年の前年の末日(当該扶養親族が当該年の中途において死亡した場合には、死亡した日。以下この号において「所得割に係る判定日」という。)における年齢が16歳未満の扶養親族がいる者にあつては当該扶養親族1人につき33万円を地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する扶養控除の例により控除するものとして、所得割に係る判定日における年齢が16歳以上19歳未満の扶養親族がいる者にあつては当該扶養親族1人につき控除する同法に規定する扶養控除の額を45万円として市町村民税の所得割の額を計算した場合に、その額が23万5千円未満となる者
- (2) 市町村民税の賦課期日における住所が指定都市(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市をいう。以下この号において同じ。)の区域内にある者で、当該賦課期日において指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして前号の規定の例により市町村民税の所得割の額を計算した場合に、その額が23万5千円未満となるもの
- 5 条例第3条第4項第1号イに規定する規則で定める者は、扶養親族がいる者のうち、当該年の末日(当該扶養親族が当該年の中途において死亡した場合には、死亡した日。以下この項において「所得税に係る判定日」という。)における年齢が16歳未満の扶養親族がいる者にあつては当該扶養親族1人につき38万円を所得税法に規定する扶養控除の例により控除するものとして、所得税に係る判定日における年齢が16歳以上19歳未満の扶養親族がいる者にあつては当該扶養親族1人につき控除する同法に規定する扶養控除の額を63万円として所得税を計算した場合に、所得税が課されないこととなる者とする。
- (支給対象者の認定)
- 第4条 条例第4条第1項の規定により支給対象者としての認定を受けようとする者は、条例第3条第1項に規定する給付金の種類に応じ次に掲げる医療証交付申請書兼同意書に、社会保険各法(条例第2条第1号に規定する社会保険各法をいう。以下同じ。)による保険証書を添えて市長に申請しなければならない。
- (1) 重度心身障がい(児)者医療証交付申請書兼同意書
- (2) こども医療証交付申請書兼同意書
- (3) 親子健やか医療証交付申請書兼同意書
- 2 社会保険各法による附加給付の対象となる当該社会保険各法の被扶養者は、前項の規定による申請を行うときは、同項の保険証書のほか、同項の医療証交付申請書兼同意書に当該附加給付に関する証明書を添付しなければならない。
- 3 前条第2項第2号から第5号までに掲げる者は、第1項の規定による申請を行うときは、同項の保険証書のほか、同項の医療証交付申請書兼同意書に申出書及び同条第2項第2号から第5号までに掲げる者に該当することがわかる証明書を添付しなければならない。ただし、市長が当該申出書の内容を公簿等により確認することができる場合は、当該証明書の添付を要しない。
- 4 市長は、第1項の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、条例第4条第1項に規定する支給対象者としての認定を行うものとする。
- 5 前項の認定に係る所得税課税の有無の確認については、毎年7月1日を基準日として行うものとする。
- (医療証)
- 第5条 条例第4条第2項に規定する医療証は、条例第3条第1項に規定する給付金の種類に応じ、それぞれ次のとおりとする。
- (1) 重度心身障がい(児)者医療証
- (2) こども医療証
- (3) 親子健やか医療証
- 2 条例第4条第2項ただし書の規定による申請は、こども医療証交付申請書により行わなければならない。
- (給付金の支給申請)
- 第6条 条例第6条第1項ただし書の規定による給付金の支給申請は、医療給付金支給申請書に医療機関が発行する領収書その他領収を証する書類を添えて行わなければならない。
- (届出)
- 第7条 医療証の交付を受けた者は、資格、内容等に変更が生じた場合には、変更届に医療証を添えて、速やかに市長に届け出なければならない。
- (関係簿冊)
- 第8条 市長は、福祉医療給付金の支給を適正に行うため、次に掲げる簿冊を備え置かななければならない。
- (1) 医療証発行簿
- (2) 医療給付台帳
- (申請書等の様式)
- 第9条 この規則に規定する申請書、医療証その他の書類等の様式は、市長が別に定める。
- 附 則
- (施行期日)
- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- (関係規則の廃止)
- 2 次に掲げる規則は、廃止する。
- (1) 山形市老人医療給付金支給条例施行規則(昭和48年市規則第7号)
- (2) 山形市乳児医療給付金支給条例施行規則(昭和48年市規則第8号)
- (経過措置)
- 3 この規則施行の際、現に老人医療給付金、重度心身障害(児)者医療給付金及び乳児医療給付金の支給の対象となつている者にかかる申請書、医療証については、この規則の規定により提出又は交付されたものとみなす。
- 附 則(昭和50年3月31日規則第15号)
- (施行期日)
- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- (経過措置)

2 この規則施行の際、現に重度心身障害(児)者医療給付金の支給対象となつている者にかかる申請書、医療証については、この規則の規定により提出又は交付されたものとみなす。

附 則(昭和50年11月19日規則第36号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和50年10月1日から適用する。

附 則(昭和53年3月24日規則第6号)

この規則は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則(昭和53年7月13日規則第32号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和56年3月28日規則第15号)

この規則は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則(昭和58年3月31日規則第24号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和58年2月1日から適用する。

附 則(昭和59年8月10日規則第30号)

この規則は、昭和59年10月1日から施行する。

附 則(昭和61年3月27日規則第13号)

この規則は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則(昭和62年4月24日規則第24号)

この規則は、昭和62年7月1日から施行する。

附 則(平成元年3月30日規則第4号)

この規則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則(平成元年9月29日規則第47号)

この規則は、平成元年10月1日から施行する。

附 則(平成3年3月29日規則第17号)

この規則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則(平成4年6月24日規則第29号)

この規則は、平成4年7月1日から施行する。

附 則(平成5年3月26日規則第12号)

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則(平成7年3月31日規則第21号)

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則(平成8年4月1日規則第18号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成8年7月1日規則第32号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成9年4月1日規則第8号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成10年8月7日規則第35号)

この規則は、公布の日から施行し、平成10年7月1日から適用する。

附 則(平成11年4月1日規則第11号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成13年3月23日規則第3号)

この規則は、公布の日から施行し、平成13年1月1日から適用する。

附 則(平成14年8月13日規則第41号)

この規則は、公布の日から施行し、平成14年7月1日から適用する。

附 則(平成16年6月17日規則第33号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年12月16日規則第94号)

(施行期日)

1 この規則は、平成18年1月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 施行日前にこの規則による改正前の山形市福祉医療給付金支給条例施行規則の規定により交付された重度心身障害(児)者医療証、乳幼児医療証及び母子家庭等医療証は、それらの医療証に記載された有効期限が満了するまでの間は、それぞれこの規則による改正後の山形市福祉医療給付金支給条例施行規則の規定により交付された重度心身障害(児)者医療証、乳幼児医療証及び母子家庭等医療証とみなす。

附 則(平成18年3月31日規則第12号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成18年6月30日規則第49号)

(施行期日)

1 この規則は、平成18年7月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 施行日前にこの規則による改正前の山形市福祉医療給付金支給条例施行規則の規定により交付された乳幼児医療証は、当該医療証に記載された有効期限が満了するまでの間は、この規則による改正後の山形市福祉医療給付金支給条例施行規則の規定により交付された乳幼児医療証とみなす。

附 則(平成18年9月29日規則第55号)

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

附 則(平成19年4月1日規則第35号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年6月29日規則第42号)

この規則は、平成19年7月1日から施行する。

附 則(平成20年3月31日規則第14号)

(施行期日)

1 この規則は、平成20年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 施行日前にこの規則による改正前の山形市福祉医療給付金支給条例施行規則の規定により交付された重度心身障がい（児）者医療証は、当該医療証に記載された有効期限が満了するまでの間は、この規則による改正後の山形市福祉医療給付金支給条例施行規則の規定により交付された重度心身障がい（児）者医療証とみなす。

附 則（平成21年3月31日規則第11号）

（施行期日）

1 この規則は、平成21年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 施行日前にこの規則による改正前の山形市福祉医療給付金支給条例施行規則の規定により交付された乳幼児医療証は、当該医療証に記載された有効期限が満了するまでの間は、この規則による改正後の山形市福祉医療給付金支給条例施行規則の規定により交付されたこども医療証とみなす。

附 則（平成22年6月30日規則第26号）

この規則は、平成22年7月1日から施行する。

附 則（平成24年6月30日規則第27号）

この規則は、平成24年7月1日から施行する。

附 則（平成31年1月8日規則第1号）

（施行期日等）

1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の第3条第4項の規定は、平成30年7月1日（以下「適用日」という。）から適用する。

（経過措置）

2 改正後の第3条第4項の規定は、適用日以後に受ける療養の給付に係る重度心身障がい（児）者医療給付金の支給対象者について適用し、適用日前に受けた療養の給付に係る重度心身障がい（児）者医療給付金の支給対象者については、なお従前の例による。

附 則（令和元年8月13日規則第5号）

（施行期日等）

1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の第3条第4項第1号及び第5項の規定は、令和元年7月1日（以下「適用日」という。）から適用する。

（経過措置）

2 改正後の第3条第4項第1号及び第5項の規定は、適用日以後に受ける療養の給付に係る重度心身障がい（児）者医療給付金及び親子健やか医療給付金の支給対象者について適用し、適用日前に受けた療養の給付に係る重度心身障がい（児）者医療給付金及び親子健やか医療給付金の支給対象者については、なお従前の例による。

附 則（令和3年8月11日規則第74号）

（施行期日等）

1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の第3条第4項第1号及び第5項の規定は、令和3年7月1日（以下「適用日」という。）から適用する。

（経過措置）

2 改正後の第3条第4項第1号及び第5項の規定は、適用日以後に受ける療養の給付に係る重度心身障がい（児）者医療給付金及び親子健やか医療給付金の支給対象者について適用し、適用日前に受けた療養の給付に係る重度心身障がい（児）者医療給付金及び親子健やか医療給付金の支給対象者については、なお従前の例による。

附 則（令和5年3月31日規則第8号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

厚生年金保険法

船員保険法

私立学校教職員共済法

国家公務員共済組合法

地方公務員等共済組合法

農林漁業団体職員共済組合法

国家公務員災害補償法

地方公務員災害補償法

労働者災害補償保険法

恩給法

---